

平成 29 年 3 月 1 日

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会佐伯支部

小型移動式クレーン運転技能講習の開催について(ご案内)

標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

	講習日	時間	場所	受付開始時刻
学科	7月31日(月)～8月1日(火)	8:40～17:10	佐伯市保健福祉総合センター(和楽) (佐伯市向島1丁目3番8号)	8:30～
実技	8月2日(水)	8:05～17:30	長瀬橋下駐車場(番匠川河川敷)	7:50～

※ 16Hの方は、8月1日の学科講習時間が8:40～12:55までとなります。

※ 学科及び実技の規定講習時間を受講し、修了試験に合格した方が技能講習修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講資格・受講料等(税込)

種別	受講資格	受講料	テキスト代	合計
16Hコース	・クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・玉掛け技能講習修了者等	41,040円	1,645円	42,685円
20Hコース	上記以外の者	45,360円	1,645円	47,005円

3 定員 24名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締切日	平成29年7月14日(金)必着
申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申込書	所定の受講申込書を佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。 (ホームページ「大分県労働基準協会」からも取得できます。) 16Hの方は、受講要件にある修了証のコピーを受講申込書に添付してください。
写真	写真2枚(同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ)、無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
返信用封筒	修了証(結果通知書)は、直接本人に簡易書留で郵送しますので、各人ごとに、住所・氏名又は会社気付・本人氏名を明記し、郵送料(簡易書留)392円分の切手を貼った定形郵便封筒を添えてお申込みください。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、技能講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 当協会で開催した技能講習を修了されている方は、修了証を統合しますので、お持ちの技能講習修了証をご持参ください。
- ③ 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ④ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。
- ⑤ 建設労働者確保育成助成金制度は当協会では**手続きできません**。利用するためには、**事業主が事前に労働局へ計画届を提出する必要があります**。(提出に必要な時間割を希望される事業所は、**講習開始日3週間以上前までに**、当支部にお申し出ください。)